

意見書第2号

九州電力川内原子力発電所1・2号機の再稼働に関する  
住民説明会について阿久根市での開催を求める意見書の  
提出について

地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり意見書案を提出する。

平成26年3月26日

提出者	阿久根市議会議員	竹原恵美
賛成者	〃	出口徹裕
〃	〃	松元薫久
〃	〃	牟田学
〃	〃	中面幸人
〃	〃	山田勝
〃	〃	鳥飼光明
〃	〃	石澤正彰

## 九州電力川内原子力発電所1・2号機の再稼働に関する住民説明会について阿久根市での開催を求める意見書（案）

阿久根市は、川内原子力発電所から20キロから30キロ圏内にあり、緊急時防護措置準備区域（UPZ）圏内として原子力災害対策避難計画を作成し、広域的な避難先も決定しており、原子力総合防災訓練も実施している。

川内原子力発電所で災害が発生した場合、広域的に重大な被害があることを阿久根市民は十分に認識しており、同発電所の再稼働に関する動向は、市民の生命と財産に直結する問題である。

国の原子力規制委員会は、再稼働に向け審査中の原子力発電所のうち、川内原子力発電所の安全審査を優先的に進めることを決定し、日本のすべての原子力発電所の中で一番早い再稼働の可能性が強くなったことから、市民の関心はますます高くなっており、川内原子力発電所に隣接する阿久根市においても、一人でも多くの市民に対して、再稼働に関する説明が必要である。

鹿児島県は、川内原子力発電所の再稼働に関する住民説明会を薩摩川内市といちき串木野市で開催予定としているが、説明会への参加を希望する阿久根市民が薩摩川内市等の説明会に参加することは、高齢者・交通弱者が多い市民にとって負担が大きく、現実的に不可能と考える。

よって、九州電力川内原子力発電所1・2号機の再稼働に関する住民説明会を阿久根市においても開催するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月26日

鹿児島県阿久根市議会